

宮崎大学医学部附属病院外来診療棟における
コーヒーショップの設置・運営事業者の募集要項

本募集要項は、令和9年4月1日を営業開始予定とした国立大学法人宮崎大学医学部附属病院（以下「病院」という。）の入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）の患者サービス及び福利厚生の上昇のため、コーヒーショップの設置・運営事業者（以下「運営者」という。）の募集に関することを定めたものである。

1. 募集の目的

国立大学法人宮崎大学（以下「本学」という。）は、患者等の利便性の一層の向上と福利厚生の上昇を図るため、外来診療棟1階にコーヒーショップを設置している。本学が提示する諸条件のもと、本病院にふさわしいコーヒーショップの在り方を自ら企画立案するとともに、店舗運営の豊富な経験や実行力を有する運営者を募集する。

2. コーヒーショップの運営場所

- ①名 称 宮崎大学医学部附属病院外来診療棟1階
- ②所 在 宮崎県宮崎市清武町木原5200番地
- ③営業開始 令和9年4月（予定）
- ④店舗（厨房）面積 29.52㎡（ほか客席として40.27㎡）
※事業者が希望する場合は、上記客席に加え、屋外の一部敷地を協議の上で客席として使用することができる。
- ⑤店舗場所 別紙1「外来診療棟カフェスペース（清武キャンパス）貸付場所図面」参照

3. 利用対象者

令和7年度入院患者延数 176,867人（平均485人/日）
令和7年度外来患者延数 270,924人（平均1,120人/日）
職員数 約1,200人（このほか付添者、お見舞い者あり）

4. 応募者の資格

応募できる運営者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第4条に該当する以下の者
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 落札したが契約を締結しなかった者
 - ⑤ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑥ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - ⑦ 前の①～⑥に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ⑧ 違法（不法）行為による刑事罰等を執行された者
- (4) 300床以上の病院で、現在10店舗以上の運営経験がない者
- (5) コーヒーショップの運営事業にあつては、運営実績が3年未満の者

5. 運営の条件

本学の諸条件に基づき設置・運営するものとする。

(1) 営業時間等

- ①営業日は、12月29日から翌年1月3日までを除く毎日とする。
ただし、これより営業日を拡大することについては可とする。

- ②営業時間は、午前7時30分から午後8時までの間で運営者との協議により決定する。
これより開店時間を早め、閉店時間を遅らせることは可とする。

(2) 営業範囲

①軽食および喫茶の販売

注) すべての提供品目、予定販売価格の一覧を提出すること。

②たばこ・アルコール類は販売しないこと。

(3) 運営期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日の10年間とする。運営者は別紙2「コーヒーショップ運営事業契約書（案）」を基本とする業務委託契約を締結する。

上記契約期間の終了後は、運営者の再公募を実施する。

(4) 貸付料等

①貸付料

国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則に基づいた金額とする。但し、経済情勢の変動、国立大学法人宮崎大学固定資産管理規程関係の改廃その他の事情の変更に基づいて、貸付料を改定する場合がある。

②水道・光熱費

運営者による実費負担とし、別途徴収する。

③支払条件等

本学が指定した期日までに本学口座に入金すること。

(5) 売上手数料

本事業における年間総売上の一定割合（運営者が提案した売上手数料率）を毎年度支払うものとする。

(6) 清掃及びごみの搬出等

店舗内部および使用許可を受けた面積にかかる清掃、および店舗から発生ごみの処分は、運営者の責任においてこれを行うものとする。

(7) 設備諸条件

①建築条件

別紙3「建築条件と工事区分」参照

②設置工事

- ・ 運営者は、運営にあたり、企画提案内容に基づき、自らの責任と負担において必要な工事を行うこと。
- ・ 運営者が設置工事により設置した設備等については、運営者が自らの責任と負担において維持管理を行うこと。

(8) 使用上の制限等

①使用の制限

- ・ 病院施設内であることから病院の風紀を乱さないよう配慮し、善良な管理者の注意をもって維持保存すること。
- ・ 店舗は、病院施設内の一部であることから常に清潔に保つこと。
- ・ 運営者は、店舗の権利の全部または一部を他のものに譲渡し、転貸し、担保に供し、または営業を委託し、もしくは、名義貸し等をしないこと。

②レイアウトの制限

- ・ 営業時間中は、店舗および客席として使用許可を受けた面積以上に、通行、往來を遮断する椅子・机及び移動式パーテーション等を設置しないこと。
- ・ 店舗前の空間は、患者をはじめとした病院利用者に開放されたスペースであり、注文、調理待ち等でこの空間に支障がないよう配慮すること。

③防災上の配慮

- ・ 企画・設計、店舗運営に際しては、防災面に十分配慮する。
- ・ ガスおよび裸火の使用は認めない。

④病院内全面禁煙

病院内は全て禁煙であるので店舗内も禁煙とする。

⑤防犯対策

運営者は、特に閉店後の防犯対策を自らの負担と責任で講じること。

⑥損害賠償

運営者は、運営場所の使用にあたり、本学または第三者に損害を与えたときは、全ての責任でその損害を補償しなければならない。

⑦店舗従業員の健康診断

従業員の健康について留意し、年1回の健康診断、毎月の検便等を実施しなければならない。

⑧その他

- ・ 店舗の設置・運営にあたっては、関係法規および本学の関係規程等に定める事項を遵守すること。
- ・ 運営者は、建築、電気、機械および防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければならない。

(9)許可の取り消し

この募集要項に基づき別に定める賃貸借契約を取り消しする事がある。

- ① 運営者が許可条件に違反したとき。
- ② 運営者が応募者の資格を失ったとき。
- ③ 上記「(8)使用上の制限等」に違反したとき。

6. 運営にあたっての申請・届出

店舗の営業開始までに必要とされる許認可等については、各関係官庁・団体等へ事前に申請ならびに届けを済ませ、許可を取得しておくこと。

7. 応募の手続き

(1)提出書類

全ての応募書類データをメールで提出するとともに、①から⑤を各1部、⑥を11部印刷し、郵送又は持参すること。

①応募申込書（様式1）

②登記簿謄本（写し）

③営業経歴書

応募する会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所等の所在状況についての記載を含んだ書類（特に300床以上の国立及び公的病院の店舗数と300床以上の国立及び公的病院以外の病院の店舗数が分かること。）

④直近2年間の事業年度分の財務諸表又は、営業用純資本額に関する書類及び収支計算に関する書類

⑤法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

⑥運営事業に関する企画提案書（様式2）

(2)提出先

〒889-1692

宮崎県宮崎市清武町木原5200 宮崎大学医学部管理課管理係 行き

TEL：0985-85-9873（直通）

メール：kanri_gakari@med.miyazaki-u.ac.jp

(3)応募書類提出期限

令和8年8月28日（金）17時00分 必着

(4)応募等に関する質問の受付・回答等

①質問の受付・回答方法

- ・ 質問は、応募に関する質問書（別紙4）をもってメールのみで受付。
提出先メールアドレスは、上記「(2)提出先」と同じ。
- ・ 回答は、メールで応募者全員に送付。

- ・ 募集内容等に関する質問は、メールにて受付（電話回答不可）。

②質問受付締切日時

令和8年7月27日（月） 17時00分

③質問回答日（応募者全員に対して、回答をメールで送付）

令和8年8月7日（金）

(5)プレゼンテーションの実施

応募書類の受付終了後、9月を目処に応募者によるプレゼンテーション（選考会）を実施する。

①日時・場所

9月中の平日に開催予定。開催日時は、応募者宛てメールで通知する。

宮崎大学清武キャンパス内会議室を会場とし、対面で実施する。

②プレゼンテーションの内容

「応募書類⑥企画提案書」の項目2、6、7をテーマとする。

③発表時間

15分＋質疑応答10分

(6)その他

①応募無効となる事項

- ・ 提出期限までに所定の企画提案書の提出が無かった場合。
- ・ 応募資格要件の規定に反した場合。
- ・ 応募書類等に虚偽の内容が記載されている場合。
- ・ 不正な事項が発覚した場合。

②応募書類の取扱等

- ・ 応募書類作成に伴う費用は、応募申請者の負担とする。
- ・ 応募書類は、原則返却しない。
- ・ 応募書類は、全て部外秘とする。

8. 運営者の決定

(1)運営者の決定方法

応募者の中から、本学において企画内容、実行能力等を審査のうえ、運営者を決定する。

(2)審査方法

書類審査及び応募者によるプレゼンテーションにより総合的に評価する。

(3)運営者の決定時期、結果通知方法

- ・ 運営者決定は、令和8年9月下旬頃を予定。
 - ・ 審査結果は、応募者全員に文書で通知する。
- なお、審査結果や選考内容に関する質問には一切回答しない。

(4)公募スケジュール

① 公募情報の掲示・HP 公開開始	令和8年7月17日
② 質問受付締切日	令和8年7月27日17時00分
③ 質問回答日	令和8年8月7日
④ 応募書類締切日	令和8年8月28日17時00分必着
⑤ プレゼンテーション（選考会）	令和8年9月下旬
⑥ 結果通知	令和8年9月下旬

結果通知後、新運営者及び現運営者と工事日程等の調整を行う。契約締結日は令和9年4月1日だが、工事日程等の都合を踏まえ、運用開始日は運営者との協議により決定する。